

移
転

復
興
情
報

農漁村部、都市部で複雑な背景も...



石巻虹色交差点

単色刷りが、虹色に見えちゃっ!
石巻虹色交差点は、石巻市の震災支援
関連情報、生活情報、お役立ち情報をお届けする「つながる情報かわら版」です。

発行:石巻虹色交差点編集チーム

NPO法人アプカス

NPO法人いしのまき環境ネット

連絡先: n.kosatenn@gmail.com

岩手県野田村が 集団高台移転に初の合意

東日本大震災で壊滅的な被害を受けた岩手県野田村で12月4日、一部の世帯が村の計画する高台への集団移転(※)に正式合意した。被災地の高台・内陸移転で住民と自治体の正式合意は初めて。村によると、今回の対象は95世帯で、このうち40〜50世帯が同意する見通し。高台移転が本格的に動き出すことになる。

岩手県野田村は、高さ14メートルの防潮堤をはじめ、3段階の防御ラインを築く計画をしている。国道45号を利用する第二堤防と第三堤防間を災害危険区域に指定し、居住を禁止する方針であるが、移転後の住宅の建築費は被災者の自己負担となる。被災者はもとの土地を市町村に売却できるが、移転先での住宅建設の元手となるはずである浸水した土地をいくらで買い取ってくれるのか、まだ基準は示されていない。説明会では、高台に住宅を建てると土地代と合わせて1400万円、災害公営住宅の払い下げを受けても1280万はかかるという試算が示された。

そのような不確実な中でも、村が見切り発車的に集団移転に踏み切ったのは、このままでは村外に避難した人が帰ってこなくなるという危機感からだ。それでも、本音は複雑だ。「地域のみんなで移りたいが、それでも先立つものがないと...」という声も漏れる。なお、宮城県では、気仙沼市の5地区約240世帯と岩沼市の4地区289世帯が高台・内陸への集団移転の意思を固めている。

一方で、11月21日の仙台市若林区の仮設住宅集会所では、沿岸部の荒浜地区の住民から、「土地を強制的に取り上げて、「ここには住めない」なんてふざけている」と声があがった。当初、住民の大半は津波が来ない内陸や高台への再建に前向きだった。しかし、移転の自己負担が2000万円から3000万円になることが判明してくると、住民の一部が、もとの居住地での再建を訴え始めた。

「元の場所に住み続けられる選択肢が、どうして認められないのか」と移転に反対する住民。一方で、移転を望む住民は、「都市部には様々な事情の住民が混在する。まとまるのは無理。移転派だけでも早く計画を具体化しないといつまでも前に進めない」と語る。

※『防災集団移転促進事業』は、被災した住宅を集落単位で高台や内陸の安全な場所へ移す事業で、新たな宅地を造成する費用は政府の3次予算で計上されている。

(朝日新聞)



ニュースヘッドライン

○被災地でも年賀状受け付け

「感謝を伝えたい」けど...

15日、年賀状の受け付けが始まった。陸前高田市では「復興祈念ポスト」が新設され、早速投函する姿がみられた。一方で『おめでとう』と言える状況ではないと見送る被災者も多く、被災地の販売枚数は激減。12/15(時事通信)

○焼きカキの湯気に感謝を乗せ

11日、宮城県漁協支部の漁師らが全国からの支援に対する感謝の気持ちを込めた「漁協復興祭」を開き、唯一水揚げのあった1カ所の支部提供の焼きカキなどを来場者に振る舞った。12/11(産経新聞)

○石巻市の待機所、全7閉鎖

10月に全避難所が閉鎖された後も、行き先が未定、自宅の修復待ち等の理由で42世帯64人が、4カ所の待機所で暮らしていた。9か月目ですべての待機所が解消された。12/11(日テレNEWS)

○サンドウィッチマンが母校で課外授業

お笑い芸人のサンドウィッチマンが、渡波小学校を訪れ、笑顔と街の復興をテーマにNHK『課外授業ようこそ先輩』で出前授業。放送は17日。12/14(エンタメニュース)

在
宅

自宅を修復 復興推進地域で暮らす



「歴史から考える浦屋敷」企画も開催

「歴史から考える浦屋敷」企画も開催
「防犯灯を整備してほしい」などの要望が出された。また、行政に対して「自宅を直して戻ることができないのか早く示してほしい」などの要望も出された。今後、地域の歴史を振り返る勉強会(写真)などを開催してききました。今後も地域の要望を聞きながら、必要に応じてまちづくりを支援していく予定です。

環境ネットは、これまでも同地区の交流を促進するために「ハピネスサロン浦屋敷」の設置・運営のほか、地域の歴史を振り返る勉強会(写真)などを開催してききました。今後、地域の要望を聞きながら、必要に応じてまちづくりを支援していく予定です。

の
現
場

浦屋敷地区の課題と将来を考える講習会を実施

NPO法人いしのまき環境ネット(環境ネット)は、11月26日に上釜会館(石巻市門脇)で浦屋敷地区の課題と将来を考える講習会を開催しました。20人以上の参加があり、「避難のためのスムーズなシステムを作り」、「高盛大道路は海側にして居住地を広げるべき」という意見が多く聞かれました。また、行政に対して「自宅を直して戻ることができないのか早く示してほしい」などの要望も出された。今後、地域の歴史を振り返る勉強会(写真)などを開催してききました。今後も地域の要望を聞きながら、必要に応じてまちづくりを支援していく予定です。

さらに、「自治会など地域組織を維持するのが難しくなってきた」「集会所がほしい」など、自治機能に関する声も挙がっていました。講習会の講師には、市民活動を支援するNPO法人いしのまきNPOセンターの木村正樹専務理事が招かれました。木村さんは「市の計画が決定する前に行政へ住民の声を届けることが大切」と話されました。



再オープン情報

『立町復興ふれあい商店街』

東日本大震災で被害を受けた店舗が入る仮設商店街「石巻立町復興ふれあい商店街」が10日、宮城県石巻市立町2丁目にオープンした。多くの買い物客が訪れ、市中心部ににぎわいが戻った。

仮設商店街は、延べ床面積約670平方メートルの1階建てプレハブ。JR石巻駅近くの一角に、石巻商工会議所と石巻市が中小企業基盤整備機構の制度を活用して整備した。津波で全壊するなどした弁当店や居酒屋、電気店など21店が軒を連ねた。

理容店「理容石巻」は、理容生活衛生同業組合石巻支部の呼び掛けに応じた4店が共同運営する。門脇町の店舗「マーク」が津波で流された藤井浩治さん(46)は「仕事場ができてうれしい。店が集まって営業するのも楽しいですよ」と笑顔で話した。

同日はオープニングセレモニーがあり、テープカットや石巻小児童による吹奏楽の演奏などで開店を祝った。

医療・健康情報

『南三陸の仮設 高齢者3割に生活不活発病の疑い』

東日本大震災後、仮設住宅で暮らすようになった宮城県南三陸町の高齢者(65歳以上)のうち約3割に、体を動かす機会が減って心身の機能が低下する生活不活発病の疑いがあることが、町などの調査で分かった。

「歩きにくくなった」「段差の上り下りが難しい」「床から立ち上がるのが困難」等の症状を訴え、心身の機能低下がみられた。



健康ポイント

『生活不活発病をみんなで防ごう!』

生活の中でできる
予防の4つのポイント!

☆思い当たる方☆

1. なるべく動くことを心がけよう!
2. 安静第一は思い込み。「無理は禁物」「動くと邪魔になる」とは思い込まないで!(ただし、持病がある方、栄養状態が悪い方は、医師や医療関係者に相談してください)
3. 身の回りを片付けよう! 歩きやすい通路を確保しましょう!
4. 日中、ずっと横にならない。1日1回布団をたたもう!

★ご家族や関係者の皆さん★

1. 声をかけ合しましょう。
2. 散歩やスポーツは、気分転換含め活性化に効果的です
3. 高齢者の『大丈夫』を鵜呑みにしないで、「立ち、座り、歩く動作」を普段から確認を。
4. 運動は、少ない量を数多くが原則。一度に多くの運動は逆効果になる場合も。

(社)日本理学療法士協会冊子より抜粋

『住宅再建の二重ローン利息、最大50万円助成へ』

宮城県は8日、東日本大震災の被災者の住宅再建で発生する二重ローン対策として、既存債務の利息を最大で50万円助成する方針を明らかにした。県の独自制度として創設し、早ければ来年1月下旬にも申請受け付けを始める。



①被災前の住宅に500万円以上のローン残高があり、再建に向けて②新たに500万円以上の住宅ローンを契約した①と②共に満たす被災者が対象。限度額の50万円は、5年間の利子相当額として設定。補助金は一括支給する。

住宅の新築、購入に加え、修繕にも対応。震災発生時までさかのぼって適用する。親族の住宅を再建する場合などは、新たな借り入れと既存ローンの契約者が異なっても補助対象にする。

『年末の休日当番医』(石巻医師会)

- 12月23日:
【内科】齊藤病院 96-3251 山下町一丁目
【小児科】ものうファミリークリニック 76-4024 桃生町中津山
【外科】三浦泌尿器科医院 95-1961 新橋
- 12月25日:
【内科】いしのみき矢吹クリニック 21-6117 大橋三丁目
【小児科】中山こどもクリニック 95-4121 中里三丁目
【外科】鈴木整形外科クリニック 92-7707 鹿妻北一丁目
- 12月29日:
【小児科】ものうファミリークリニック 76-4024 桃生町中津山
- 12月30日:
【小児科】石巻赤十字病院 21-7220 蛇田西道下
- 12月31日:
【内科】石巻港湾病院 94-9195 門脇町一丁目
【内科】いしづか内科クリニック 92-7311 蛇田新大塚
【小児科】中山こどもクリニック 95-4121 中里三丁目
【外科】佐藤整形外科医院 95-1755 中央一丁目



行政・窓口情報

『倒壊・流失した建物の登記手続きが軽減されます』 “生活再建ハンドブック”より

土地や家屋の権利関係の整理、家の新築の際に必要な登記手続き。既に登記されている建物が倒壊などした場合は、通常、その建物の所有者が自ら、法務局に建物の滅失登記を申請することが必要です。今回の震災によって倒壊などした建物については、建物の所有者からの申請がなくても、登記官が建物の状況を確認の上、滅失登記を行います。

これにより、被災された方の、申請に要する費用面も含めた負担がなくなります。



【お問い合わせ】登記相談フリーダイヤル
0120-227-746

(月~金 8:30 ~ 17:15 祝日除く)

※生活・事業再建ハンドブックは、11月30日に最新版に改訂されました。ぜひご確認を。